

特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領-介護職種の基準について-の一部改正について

令和3年6月 30 日

標記運用要領について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

記

赤字下線が修正部分

通し番号	該当ページ (改訂版要領)	該当行	現行	改正
1	P3	25 行目	<p>解釈通知</p> <p>第一 技能実習計画の認定の基準</p> <p>一 技能実習の内容の基準</p> <p>1 技能実習生について</p> <p>(2)日本語能力要件(告示第1条第1号)</p> <p>① 告示第1条第1号イに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本語能力試験(独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験をいう。以下同じ。)のN</li> </ul>	<p>解釈通知</p> <p>第一 技能実習計画の認定の基準</p> <p>一 技能実習の内容の基準</p> <p>1 技能実習生について</p> <p>(2)日本語能力要件(告示第1条第1号)</p> <p>① 告示第1条第1号イに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本語能力試験(独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験をいう。以下同じ。)のN</li> </ul>

			<p>3、N2又はN1に合格している者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年3月31日までに実施された日本語能力試験において、3級、2級又は1級に合格している者</li> <li>・J. TEST 実用日本語検定(株式会社語文研究社が実施するJ. TEST 実用日本語検定をいう。以下同じ。)のD-Eレベル試験において350点以上取得している者又はA-Cレベル試験において600点以上取得している者</li> <li>・平成31年3月31日までに実施されたJ. TEST 実用日本語検定のE-Fレベル試験において350点以上取得している者又はA-Dレベル試験において400点以上取得している者</li> <li>・日本語NAT-TEST(株式会社専門教育出版が実施する日本語NAT-TESTをいう。以下同じ。)の4級、3級、2級又は1級に合格している者</li> </ul> <p>(新設)</p>	<p>3、N2又はN1に合格している者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年3月31日までに実施された日本語能力試験において、3級、2級又は1級に合格している者</li> <li>・J. TEST 実用日本語検定(株式会社語文研究社が実施するJ. TEST 実用日本語検定をいう。以下同じ。)のD-Eレベル試験において350点以上取得している者又はA-Cレベル試験において600点以上取得している者</li> <li>・平成31年3月31日までに実施されたJ. TEST 実用日本語検定のE-Fレベル試験において350点以上取得している者又はA-Dレベル試験において400点以上取得している者</li> <li>・日本語NAT-TEST(株式会社専門教育出版が実施する日本語NAT-TESTをいう。以下同じ。)の4級、3級、2級又は1級に合格している者</li> </ul> <p>・ <u>介護のための日本語テスト(内閣官房が開催する、介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテスト)</u></p>
--	--	--	--	--

			<p>なお、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると外国の政府及び関係機関が認める者等についても、追加することがあるものであること。</p> <p>② 告示第1条第1号ロに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本語能力試験のN2又はN1に合格している者</li> <li>・ 平成 22 年3月 31 日までに実施された日本語能力試験において、2級又は1級に合格している者</li> <li>・ J. TEST 実用日本語検定のD-Eレベル試験において 500 点以上取得している者又はA-Cレベル試験において 600 点以上取得している者</li> <li>・ 平成 31 年3月 31 日までに実施されたJ. TEST 実用日本語検定のA-Dレベル試験において 400 点以上取</li> </ul>	<p><u>の運用・審査に関する検討会において認定を受けた事業者が実施する、介護のための日本語テストをいう。②において同じ。)</u>に合格している者</p> <p>なお、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると外国の政府及び関係機関が認める者等についても、追加することがあるものであること。</p> <p>② 告示第1条第1号ロに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本語能力試験のN2又はN1に合格している者</li> <li>・ 平成 22 年3月 31 日までに実施された日本語能力試験において、2級又は1級に合格している者</li> <li>・ J. TEST 実用日本語検定のD-Eレベル試験において 500 点以上取得している者又はA-Cレベル試験において 600 点以上取得している者</li> <li>・ 平成 31 年3月 31 日までに実施されたJ. TEST 実用日本語検定のA-Dレベル試験において 400 点以上取</li> </ul>
--	--	--	---	---

			<p>得している者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本語NAT-TESTの3級、2級又は1級に合格している者</li> </ul> <p><u>なお、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると外国の政府及び関係機関が認める者等についても、追加することがあるものであること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護のための日本語テスト(<u>内閣官房が開催する、介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテストの運用・審査に関する検討会において認定を受けた事業者が実施する、介護のための日本語テストをいう。)</u>に合格している者</li> </ul>	<p>得している者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本語NAT-TESTの3級、2級又は1級に合格している者</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護のための日本語テストに合格している者</li> </ul> <p><u>なお、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると外国の政府及び関係機関が認める者等についても、追加することがあるものであること。</u></p>
--	--	--	--	--

2	P4	28 行目	<p>○ 告示第1条第1号の要件については、技能実習生に対し、技能実習の区分に応じて、それぞれ一定の日本語能力を求めるものです。技能実習計画の認定を受けるためには、技能実習生が以下のいずれかの試験を受験し、合格又は一定の点数を取得している必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本語能力試験（試験の詳細はHP：<a href="http://www.jlpt.jp/">http://www.jlpt.jp/</a>を参照。）</li> <li>・ J. TEST 実用日本語検定（試験の詳細はHP：<a href="http://j-test.jp/">http://j-test.jp/</a>を参照。）</li> <li>・ 日本語 NAT-TEST（試験の詳細はHP：<a href="http://www.nat-test.com/">http://www.nat-test.com/</a>を参照。）</li> </ul> <p>(新設)</p>	<p>○ 告示第1条第1号の要件については、技能実習生に対し、技能実習の区分に応じて、それぞれ一定の日本語能力を求めるものです。技能実習計画の認定を受けるためには、技能実習生が以下のいずれかの試験を受験し、合格又は一定の点数を取得している必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本語能力試験（試験の詳細はHP：<a href="http://www.jlpt.jp/">http://www.jlpt.jp/</a>を参照。）</li> <li>・ J. TEST 実用日本語検定（試験の詳細はHP：<a href="http://j-test.jp/">http://j-test.jp/</a>を参照。）</li> <li>・ 日本語 NAT-TEST（試験の詳細はHP：<a href="http://www.nat-test.com/">http://www.nat-test.com/</a>を参照。）</li> <li>・ <u>介護日本語能力テスト(解釈通知第一の一の1の(2)の①及び②の介護のための日本語テストとして、株式会社ショウイン及び一般社団法人外国人日本語能力検定機構(JLCT)が実施するものをいう。以下同じ。)</u>（試験の詳細は HP：<a href="https://jlct.jp/kaigo_japanese_nouryoku.html/">https://jlct.jp/kaigo_japanese_nouryoku.html/</a>を参照。）</li> </ul>
---	----	-------	--	---

3	P6	11 行目	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本語能力認定書 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 日本語能力試験の場合</li> </ul> </li> <li>・ J. TEST 実用日本語検定成績証明書 <ul style="list-style-type: none"> <li>* J. TEST 実用日本語検定の場合</li> </ul> </li> <li>・ 日本語 NAT-TEST 成績証明 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 日本語 NAT-TEST の場合</li> </ul> </li> </ul> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書類補正(追加書類提出)申告書(介護参考様式第1号) <ul style="list-style-type: none"> <li>* 書類の追完を行う場合</li> </ul> </li> <li>・ 日本語学習プラン(介護参考様式第13号) <ul style="list-style-type: none"> <li>* 第2号技能実習について技能実習生が日本語要件を満たしていない場合</li> </ul> </li> <li>・ 日本語要件申告書(介護参考様式第14号) <ul style="list-style-type: none"> <li>* 第2号技能実習期間中に、技能実習生が日本語要件を満たした場合</li> </ul> </li> </ul> <p>【留意事項】</p> <p>○ 「J. TEST 実用日本語検定成績証明書」、「日本語 NAT-TEST 成績証明」については、申請者が J. TEST 事務局、日本語 NAT-TEST 運営委員会から直接取り寄せていただく必要があります。お取り寄せ方法の</p>	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本語能力認定書 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 日本語能力試験の場合</li> </ul> </li> <li>・ J. TEST 実用日本語検定成績証明書 <ul style="list-style-type: none"> <li>* J. TEST 実用日本語検定の場合</li> </ul> </li> <li>・ 日本語 NAT-TEST 成績証明 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 日本語 NAT-TEST の場合</li> </ul> </li> </ul> <p><u>・ 介護日本語能力テスト合格証明書</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* <u>介護日本語能力テストの場合</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書類補正(追加書類提出)申告書(介護参考様式第1号) <ul style="list-style-type: none"> <li>* 書類の追完を行う場合</li> </ul> </li> <li>・ 日本語学習プラン(介護参考様式第13号) <ul style="list-style-type: none"> <li>* 第2号技能実習について技能実習生が日本語要件を満たしていない場合</li> </ul> </li> <li>・ 日本語要件申告書(介護参考様式第14号) <ul style="list-style-type: none"> <li>* 第2号技能実習期間中に、技能実習生が日本語要件を満たした場合</li> </ul> </li> </ul> <p>【留意事項】</p> <p>○ 「J. TEST 実用日本語検定成績証明書」、「日本語 NAT-TEST 成績証明」、<u>「介護日本語能力テスト合格証明書」</u>については、申請者が J. TEST 事務局、日本語 NAT-TEST 運営委員会、<u>JLCT 事務局</u>から直接</p>
---	----	-------	---	--

詳細については下記URLを参照して下さい。

- ・ J. TEST 実用日本語検定成績証明書  
<http://j-test.jp/immigration>
- ・ 日本語NAT－TEST 成績証明  
[http://www.nat-test.com/contents/institution\\_score\\_report.html](http://www.nat-test.com/contents/institution_score_report.html)

(新設)

- 日本語能力を証明する書類を追完する場合には、各試験の実施時期と確認書類の発行時期に留意し、期限までに追完する必要があります。各試験の実施時期と確認書類の発行時期は以下の表の通りです。(国・地域によって実施回数は異なりますので、詳しくは各試験のHPを参照下さい。)

試験の種類	試験実施時期	確認書類の発行時期
日本語能力試験	7月(第1回)、 12月(第2回)	(受験地が国内の場合) 9月上旬(第1回)、 2月上旬(第2回)

取り寄せていただく必要があります。お取り寄せ方法の詳細については下記URLを参照して下さい。

- ・ J. TEST 実用日本語検定成績証明書  
<http://j-test.jp/immigration>
- ・ 日本語NAT－TEST 成績証明  
[http://www.nat-test.com/contents/institution\\_score\\_report.html](http://www.nat-test.com/contents/institution_score_report.html)

- ・ [介護日本語能力テスト合格証明書](https://jlct.jp/gouhi_kekka.html)  
[https://jlct.jp/gouhi\\_kekka.html](https://jlct.jp/gouhi_kekka.html)

- 日本語能力を証明する書類を追完する場合には、各試験の実施時期と確認書類の発行時期に留意し、期限までに追完する必要があります。各試験の実施時期と確認書類の発行時期は以下の表の通りです。(国・地域によって実施回数は異なりますので、詳しくは各試験のHPを参照下さい。)

試験の種類	試験実施時期	確認書類の発行時期
日本語能力試験	7月(第1回)、 12月(第2回)	(受験地が国内の場合) 9月上旬(第1回)、 2月上旬(第2回)

					回) (受験地が海外の場合) 10月上旬(第1回)、 3月上旬(第2回)			回) (受験地が海外の場合) 10月上旬(第1回)、 3月上旬(第2回)
			J. TEST実用 日本語検定	1月、3月、5月、7月、9月、11月	試験実施日の約1か月後	J. TEST実用 日本語検定	1月、3月、5月、7月、9月、11月	試験実施日の約1か月後
			日本語NAT－ TEST	2月、4月、6月、8月、10月、12月	試験実施日から3週間以内	日本語NAT－ TEST	2月、4月、6月、8月、10月、12月	試験実施日から3週間以内
			(新設)			<u>介護日本語能力テスト</u>	<u>2月、6月、10月</u>	<u>試験実施日から約2週間後</u>



4	P22	16行目	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護職種の優良要件適合申告書(介護参考様式第12号)</li> <li>・ 優良要件適合申告書・別紙(参考様式第1-24号別紙)</li> <li style="text-align: center;"><u>* やむを得ない不受検者がある場合</u></li> <li>・ 介護職種の優良要件適合申告書・別紙(介護参考様式第12号別紙) <ul style="list-style-type: none"> <li>* 介護職種の技能実習指導員に講習受講者があり、加点要素として申告する場合</li> </ul> </li> <li>・ 講習受講者全員の受講証明書の写し <ul style="list-style-type: none"> <li>* 技能実習指導員又は生活指導員に講習受講者があり、加点要素として申告する場合</li> </ul> </li> </ul>	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護職種の優良要件適合申告書(介護参考様式第12号)</li> <li>・ 優良要件適合申告書・別紙(参考様式第1-24号別紙)</li> <li>・ 介護職種の優良要件適合申告書・別紙(介護参考様式第12号別紙) <ul style="list-style-type: none"> <li>* 介護職種の技能実習指導員に講習受講者があり、加点要素として申告する場合</li> </ul> </li> <li>・ 講習受講者全員の受講証明書の写し <ul style="list-style-type: none"> <li>* 技能実習指導員又は生活指導員に講習受講者があり、加点要素として申告する場合</li> </ul> </li> </ul>
5	P25	10行目	<p>○ 企業単独型技能実習の場合は実習実施者が、団体監理型技能実習の場合は実習実施者と監理団体が、優良である場合には、告示第3条第2項の規定の適用を受けることができ、第3号技能実習生の受入れが認められるとともに、通常の場合と比べて人数枠が拡大されます。介護職種の優良な実習実施者の基準は他職種と一部異なることに留意して下さい。(詳細はp18に記載。)また、介護職種の優良な監理団体については、介護職種の実績等も基に判断されることに留意して下さい。(介護職種の優良な監理団体の基準について)</p>	<p>○ 企業単独型技能実習の場合は実習実施者が、団体監理型技能実習の場合は実習実施者と監理団体が、優良である場合には、告示第3条第2項の規定の適用を受けることができ、第3号技能実習生の受入れが認められるとともに、通常の場合と比べて人数枠が拡大されます。介護職種の優良な実習実施者の基準は他職種と一部異なることに留意して下さい。(詳細はp18に記載。)また、介護職種の優良な監理団体については、介護職種の実績等も基に判断されることに留意して下さい。(介護職種の優良な監理団体の基準について)</p>

			ては、告示第5条第2項に規定。詳細はp29に記載)	ては、告示第5条第2号に規定。詳細はp29に記載)				
			<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所の概要書(介護参考様式第8号)</li> <li>・ 理由書(参考様式第1-26号)及び規則第16条第1項第2号の基準への適合性を立証する関係書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 規則第16条第1項第2号の適用を受けようとする場合</li> </ul> </li> <li>・ <u>優良要件適合申告書(実習実施者)(参考様式第1-24号)</u></li> <li>* <u>規則第16条第2項</u>の適用を受けようとする場合</li> </ul>	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所の概要書(介護参考様式第8号)</li> <li>・ 理由書(参考様式第1-26号)及び規則第16条第1項第2号の基準への適合性を立証する関係書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 規則第16条第1項第2号に規定する企業単独型技能実習について告示第3条第1項第2号の適用を受けようとする場合</li> </ul> </li> <li>・ <u>介護職種の優良要件適合申告書(実習実施者)(介護参考様式第12号)及び優良要件適合申告書・別紙(参考様式第1-24号別紙)</u></li> <li>* <u>告示第3条第2項</u>の適用を受けようとする場合</li> </ul>				
6	介護参考様式第1号(告示第1条第1号関係)	記	<table border="1"> <tr> <td>②受験した試験の種類</td> <td> <input type="checkbox"/> 日本語能力試験 ( N4 ・ N3 ・ N2 ・ N1 )  <input type="checkbox"/> J. TEST 実用日本語検定  令和元年5月1日以降に実施された試験 ( D-Eレベル ・ A-Cレベル )  平成31年3月31日以前に実施された試験 ( E-Fレベル ・ A-Dレベル )  <input type="checkbox"/> 日本語NAT-TEST ( 4級 ・ 3級 ・ 2級 ・ 1級 ) </td> </tr> </table>	②受験した試験の種類	<input type="checkbox"/> 日本語能力試験 ( N4 ・ N3 ・ N2 ・ N1 ) <input type="checkbox"/> J. TEST 実用日本語検定 令和元年5月1日以降に実施された試験 ( D-Eレベル ・ A-Cレベル ) 平成31年3月31日以前に実施された試験 ( E-Fレベル ・ A-Dレベル ) <input type="checkbox"/> 日本語NAT-TEST ( 4級 ・ 3級 ・ 2級 ・ 1級 )	<table border="1"> <tr> <td>②受験した試験の種類</td> <td> <input type="checkbox"/> 日本語能力試験 ( N4 ・ N3 ・ N2 ・ N1 )  <input type="checkbox"/> J. TEST 実用日本語検定  令和元年5月1日以降に実施された試験 ( D-Eレベル ・ A-Cレベル )  平成31年3月31日以前に実施された試験 ( E-Fレベル ・ A-Dレベル )  <input type="checkbox"/> 日本語NAT-TEST ( 4級 ・ 3級 ・ 2級 ・ 1級 ) </td> </tr> </table>	②受験した試験の種類	<input type="checkbox"/> 日本語能力試験 ( N4 ・ N3 ・ N2 ・ N1 ) <input type="checkbox"/> J. TEST 実用日本語検定 令和元年5月1日以降に実施された試験 ( D-Eレベル ・ A-Cレベル ) 平成31年3月31日以前に実施された試験 ( E-Fレベル ・ A-Dレベル ) <input type="checkbox"/> 日本語NAT-TEST ( 4級 ・ 3級 ・ 2級 ・ 1級 )
②受験した試験の種類	<input type="checkbox"/> 日本語能力試験 ( N4 ・ N3 ・ N2 ・ N1 ) <input type="checkbox"/> J. TEST 実用日本語検定 令和元年5月1日以降に実施された試験 ( D-Eレベル ・ A-Cレベル ) 平成31年3月31日以前に実施された試験 ( E-Fレベル ・ A-Dレベル ) <input type="checkbox"/> 日本語NAT-TEST ( 4級 ・ 3級 ・ 2級 ・ 1級 )							
②受験した試験の種類	<input type="checkbox"/> 日本語能力試験 ( N4 ・ N3 ・ N2 ・ N1 ) <input type="checkbox"/> J. TEST 実用日本語検定 令和元年5月1日以降に実施された試験 ( D-Eレベル ・ A-Cレベル ) 平成31年3月31日以前に実施された試験 ( E-Fレベル ・ A-Dレベル ) <input type="checkbox"/> 日本語NAT-TEST ( 4級 ・ 3級 ・ 2級 ・ 1級 )							

			級) (新設)	級) <input type="checkbox"/> <u>介護日本語能力テスト</u>
			(新設)	<u>(注意)</u> <u>新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、技能実習生の居住する国・地域で日本語能力試験等が開催されていない等のやむを得ない事情により、認定申請時点において試験を受験していない場合は、②には受験予定の試験の種類を記載し、③に受験予定である旨を明記した上で受験予定日（未定の場合はその旨記載）を記入すること。また、④については、未定である場合はその旨記載すること。なお、認定申請が受理された後に当該受験の取りやめ等により認定申請の取下げを行う場合、その理由を報告すること及び認定申請に係る手数料の返還はされないことに留意すること。</u>

7	介護参考様式 第11号(告示 第5条第2号関 係)	記						
			項目	点数	内容	項目	点数	内容
2介護職種における技能等の修得等に係る実績			I	※	① (略) ※やむを得ない不受検者がある場合には、A及びBそれぞれについて、やむを得ない不受検者名簿(別紙3)を添付すること	I	※	① (略) ※受検技能実習生名簿(参考様式第2-14号別紙2)及びやむを得ない不受検者名簿(参考様式第2-14号別紙3)を添付すること
					②分子計名(受検技能実習生名簿(別紙2)を添付すること)			②分子計名(受検技能実習生名簿(参考様式第2-14号別紙2)を添付すること)
			II	※	① (略) ※やむを得ない不受検者がある場合には、A及びBそれぞれについて、やむを得ない不受検者名簿(別紙3)を添付すること	II	※	① (略) ※A及びBそれぞれについて、受検技能実習生名簿(参考様式第2-14号別紙2)及びやむを得ない不受検者名簿(参考様式第2-14号別紙3)を添付すること
					② (略) A 専門級名(受検技能実習生名簿(別紙2)を添付すること) B 専門級名(受検技能実習生名簿(別紙2)を添付すること)			② (略) A 専門級名(受検技能実習生名簿(参考様式第2-14号別紙2)を添付すること) B 専門級名(受検技能実習生名簿(参考様式第2-14号別紙2)を添付すること)

				III	点	① (略) ※受検技能実習生名簿 (別紙 2) を添付すること。 ② (略)		III	点	① (略) ※受検技能実習生名簿 (参考様式第 2-14 号別紙 2) を添付すること。 ② (略)	
8	介護参考様式第 12 号(規則第 15 条関係)	記		項目	点数	内容		項目	点数	内容	
			1 技能等の修得等に係る実績	I	※	① (略) ※ <u>やむを得ない不受検者がある場合には、A 及び B それぞれについて、やむを得ない不受検者名簿 (別紙 3) を添付すること。</u>		1 技能等の修得等に係る実績	I	※	① (略) ※A 及び B それぞれについて、 <u>参考様式第 1-24 号別紙</u> を添付すること。
						② (略) A 現行制度 計 名 ( <u>受検技能実習生名簿 (別紙 2) を添付すること</u> ) B 旧制度 計 名 ( <u>受検技能実習生名簿 (別紙 2) を添付すること</u> )					② (略) A 現行制度 計 名 ( <u>参考様式第 1-24 号別紙</u> を添付すること) B 旧制度 計 名 ( <u>参考様式第 1-24 号別紙</u> を添付すること)



			2 技能 実習 を行 わせ る体 制	I  点	(略) ※講習受講者がいる場合には、 <u>講習受講者名簿(別添1)</u> を 添付すること。	2 技能 実習 を行 わせ る体 制	I  点	(略) ※講習受講者がいる場合には、 <u>講習受講者全員の受講証明書 の写し</u> を添付すること。
				II  点	(略) ※講習受講者がいる場合には、 <u>講習受講者名簿(別添1)</u> を 添付すること。		II  点	(略) ※講習受講者がいる場合には、 <u>講習受講者全員の受講証明書 の写し</u> を添付すること。
9	介護参考様式 第14号(告示 附則関係)	記	②受験 した試 験の種 類、級 等	<input type="checkbox"/> 日本語能力試験 ( N3 ・ N2 ・ N1 ) <input type="checkbox"/> J. TEST 実用日本語検定 令和元年5月1日以降に実施さ れた試験 ( A-Cレベル ・ D-Eレベル (500点以 上) ) 平成31年3月31日以前に実施 された試験 ( A-Dレベ ル ) <input type="checkbox"/> 日本語NAT-TEST ( 3 級 ・ 2級 ・ 1級 ) <u>(新設)</u>	<input type="checkbox"/> 日本語能力試験 ( N3 ・ N2 ・ N1 ) <input type="checkbox"/> J. TEST 実用日本語検定 令和元年5月1日以降に実施さ れた試験 ( A-Cレベル <u>(600点以上)</u> ・ D-Eレベル (500点以上) ) 平成31年3月31日以前に実施 された試験 ( A-Dレベル <u>(400点以上)</u> ) <input type="checkbox"/> 日本語NAT-TEST ( 3 級 ・ 2級 ・ 1級 ) <input type="checkbox"/> <u>介護日本語能力テスト</u>			